

鎌倉市工事写真撮影要領

鎌倉市都市調整部公共施設課

1 適用範囲

この要領は、鎌倉市が発注する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事に係る工事写真（電子媒体による提出を含む。）の撮影及び整理に適用する。

2 工事写真の撮影

工事写真の撮影は、次によるものとする。

(1) 撮影対象

ア 主な工事写真の撮影対象は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領」別添撮影対象表（以下「撮影対象表」という。）の最新版による。

イ 改修工事において対象部位の撤去等を含む場合は、撮影対象表（解体工事編）も参照するものとする。

ウ 建築工事は、アのほか、完成時の写真（全景と部分写真の2種類）を撮影し、部分写真は工事の主要箇所を撮影するものとする。

エ アからウに記載のない撮影対象及び、後日不可視になる部分の施工状況については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(2) 撮影箇所

撮影箇所は、撮影の目的や工事内容に応じて監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(3) 撮影方法

ア 全般

工事写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要な事項を記載した黒板(白板)を文字が判読できるよう撮影対象とともに写し込むものとする。

- ① 工事名
- ② 工事種目
- ③ 撮影部位
- ④ 寸法、規格、表示マーク
- ⑤ 撮影時期
- ⑥ 施工状況
- ⑦ 立会者名、受注者名
- ⑧ その他

イ 監督職員等の立会いが必要な場合

監督職員の立会いが必要な場合は、アに加え、監督職員の立会い状況を写し込むものとする。

また、当該工事の工事監理業務委託がある場合は、その受注者の管理技術者又は担当技術者の立会い状況を写し込むものとする。

ウ 撮影方法

撮影にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領・同解説工事写真の撮り方 建築編」、「営繕工事写真撮影要領・同解説工事写真の撮り方 建築設備編」及び「営繕工事写真撮影要領 工事写真撮影ガイドブック建築工事編(地業工事)及び解体工事編」の最新版を参考とする。

(4) デジタルカメラによる撮影方法

デジタルカメラで撮影する工事写真の場合、上記(3)のほか、次によるものとし、記録形式などは、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

ア 有効画素数

撮像素子の画素数は、130万画素以上とする。

ただし、記録画素数を過度に大きくすることは避ける。

イ 写真の縦横比

写真の縦横比は4：3又は3：2とする。

3 工事写真の色彩

工事写真は、カラーとする。

4 工事写真の編集等

工事写真の編集等は、次によるものとする。

(1) 工事写真の信憑性を考慮し、工事写真の編集は認めない。

(2) 工事写真の大きさは、L版(サービスサイズ)程度とする。ただし、監督職員が指示するのは、その指示した大きさとする。

5 工事写真の提出部数及び形式

工事写真の提出部数及び形式は、次によるものとする。

(1) 工事写真は原則として、A4版の工事写真帳及び電子媒体(工事写真の電子データ)を、工事完成時に各1部提出する。

(2) 工事写真帳は監督職員の承諾を受けて電子媒体で提出できるものとする。

(3) 工事写真帳の表紙及び電子媒体のケースの表紙には、工事名称及び受注者名を明記のうえ、社印を押印する。

6 工事写真の整理方法

工事写真の整理方法は、次によるものとする。

(1) 工事写真は、別添撮影対象表に示すものを工事種目又は分類毎に整理することを標準とし、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(2) 黒板(白板)の判読が困難となる場合又は黒板(白板)を写し込まない場合は、必要事項を記入し、工事写真帳に添付する。

(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、撮影位置図、平面図、構造図等の説明図等を工事写真帳に添付する。

7 電子媒体による提出

電子媒体による提出は、次によるものとする。

- (1) 工事写真の電子データは、整理したうえ、J P E Gフォーマット(圧縮率1/10程度まで)で格納する。
- (2) 工事写真帳は、監督職員承諾のうえ、電子媒体による提出とする場合は、A4版の写真帳状に編集し、P D F形式又は工事写真編集ソフトで作成したファイルとする。
- (3) 工事写真編集ソフトを使用する場合は、W i n d o w s環境で動作するビューワーソフトを同梱する。
- (4) 電子媒体は、C D - R又はD V D - Rとし、W i n d o w s環境で動作するものとする。
- (5) 電子媒体のフォーマット形式は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- (6) ウイルス対策は次によるものとする。

ア 受注者は、電子媒体が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。

イ ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。

- (7) 工事写真のファイル名に使用する文字は、次によるものとする。

ア 一般原則

(ア) 使用できる半角文字は、J I S X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。

(イ) 使用できる全角文字は、J I S X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。

イ 工事写真のファイル名に使用する文字

(ア) ファイル名にしようする文字は、半角英数字及び全角文字とする。

(イ) ファイル名の文字数は、全角文字で64文字以内(拡張子を含む)とする。ただし、電子媒体のフォーマットに起因する制限がこれよりも厳しい場合は、電子媒体のフォーマットに起因する制限に従う。

- (8) 工事写真帳と電子媒体(工事写真の電子データ)を提出する場合の表記は、次によるものとする。

ア 表紙には、別図1①に示す「工事名称」、「工事写真帳」、「作成年月(和暦)」、「受注者名称」を明記のうえ、社印を押印する。

イ 背表紙には、別図1①に示す「工事名称」、「工事写真帳」を明記する。

ウ 電子媒体のラベル面には、別図1②に示す「工事名称」、「工事写真データ」、「作成年月(和暦)」、「発注者名称」、「受注者名称」、「何枚目/総枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」、「発注者署名欄」、「受注者署名欄」を明記する。ウイルスチェックに関する情報は、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日(和暦)」とする。

エ 上記項目は、電子媒体のラベル面に直接印刷又は油性フェルトペンで表記し、表面に損

傷を与えないものとする。

(9) 電子媒体のみで提出する場合（工事写真帳と工事写真の電子データ）の表記は、次によるものとする。

ア 電子媒体のケースは、別図2①に示す「工事名称」、「工事写真帳・工事写真データ」、「作成年月（和暦）」、「何枚目／総枚数」、「発注者名称」、「受注者名称」を明記のうえ、社印を押印する。

イ ケースの背表紙は、別図2①に示す「工事名称」、「工事写真帳・工事写真データ」、「作成年月（和暦）」を明記する。

ウ 電子媒体のラベル面には、別図2②に示す「工事名称」、「工事写真帳・工事写真データ」、「作成年月（和暦）」、「発注者名称」、「受注者名称」、「何枚目／総枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」、「発注者署名欄」、「受注者署名欄」を明記する。ウイルスチェックに関する情報は、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日（和暦）」とする。

エ 上記項目は、電子媒体のラベル面に直接印刷又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないものとする。

付則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別図1 工事写真帳と電子媒体（工事写真の電子データ）を提出する場合の記載例

① 工事写真帳

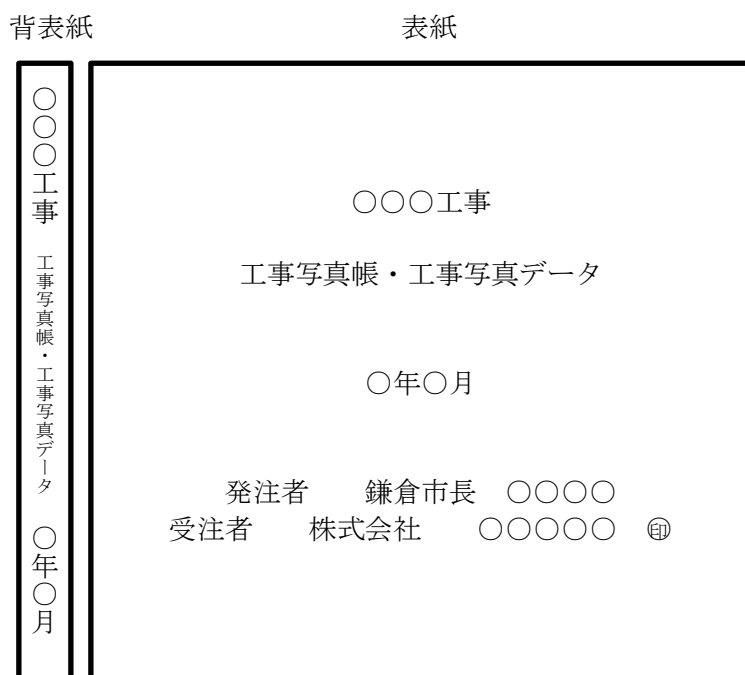
○○○○○○○工事 工事写真帳	○○○○○○○工事 工事写真帳 ○年○月 受注者 株式会社 ○○○○⑩
--------------------	--

② CD-R又はDVD-R

工事名称：○○○○○○○工事 工事写真データ (○/○) ○年○月	
発注者署名欄 	受注者署名欄
発注者：鎌倉市長 ○○○○ 受注者：○○○○○○○○○○	
ウイルスチェックに関する情報 ウイルス対策ソフト名：○○ ウイルス定義：○○ チェック年月日：○○年○月○日 フォーマット形式：○○	

別図2 電子媒体のみで提出する場合（工事写真帳と工事写真の電子データ）の記載例

① 電子媒体のケース



② CD-R又はDVD-R

